

改正後	改正前
<p>（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第二十二條 略</p> <p>一〇八 略</p> <p>八の二 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条第一号に掲げる施設若しくは同条第二号イからハまでに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>九〇二十七 略</p> <p>二十七の二 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十四条第一項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。</p> <p>二十七の二の二〇三十二 略</p>	<p>（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第二十二條 略</p> <p>一〇八 略</p> <p>八の二 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条第一号に掲げる施設若しくは同条第二号イからハまでに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>九〇二十七 略</p> <p>二十七の二 漁港漁場整備法第三十四条第一項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。</p> <p>二十七の二の二〇三十二 略</p>

(生態系維持回復事業の認定)

第二十六条 略

一 その者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 精神の機能の障がいによりその生態系維持回復事業を適正かつ
確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行
うことができない者

ロ 略

二 三 略

(生態系維持回復事業の認定)

第二十六条 略

一 略

イ 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確
実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行う
ことができない者

ロ 略

二 三 略